

東佐事発第1006001号  
令和3年10月6日

佐賀県知事 様

住所（主たる事務所所在地）

佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀7324番地  
開設者（名称）

独立行政法人国立病院機構 東佐賀病院

代表者職氏名 院長 北島 吉彦 印

電話番号 0942-94-2048



## 地域医療支援病院の業務に関する報告について

標記について、医療法第12条の2の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構東佐賀病院の令和2年度の業務に関して報告します。

## 記

## 1 紹介患者への医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績

(算定期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日)

紹介率	$A / B - (C + D + E) \times 100 = 64.7\%$ (端数切捨て、小数第1位まで記入)	
算出基礎	A : 紹介患者の数	1,447人
	B : 初診患者の数	3,108人
	C : 地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬入された患者の数（初診に限る）	243人
	D : 休日又は夜間に受診した救急患者の数（初診に限る）	631人
	E : 健康診断を目的とする受診により、治療の必要性を認めて治療を開始した患者の数（初診に限る）	0人

(注) A、B、C、D、Eは、算定期間（前年度）の延べ数を記入すること。

※Cの救急搬送患者数（初診）は地域医療支援病院の承認要件では253人が必要となるが、新型コロナウイルス感染症患者受入に伴い救急車の受入を制限したため、必要数に達していない。

## 2 逆紹介率に関する状況

逆紹介率	$F / B - (C + D + E) \times 100 = 106.8\%$ (端数切捨て、小数第1位まで記入)	
算出基礎	F : 逆紹介患者の数	2,386人
	B : 初診患者の数（1の初診患者の数と同じ）	3,108人



- (注) 1 Fは、診療情報提供料を算定した患者（社会保険診療以外の患者のうちこれに相当する患者を含む。）の数（前年度の実人員数）を記入すること。
- 2 A、B、C、D、E、Fの定義は、平成26年3月31日付け医政発第0331号第4号各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」によること。

※ 紹介率が65%以上80%未満の病院（逆紹介率が40%を以上である病院を除く。）については、承認後2年間で紹介率を80%以上とするための計画を以下に記入し、添付すること。

(1) 紹介率向上のための基本方針と向上のための具体的な予定措置

--

(2) 年次計画

計画期間	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日
年次目標紹介率	第1年度（ 年度）	計画 %	実績 %
	第2年度（ 年度）	計画 %	実績 %

（紹介率は、端数切捨て、小数第1位まで記入）

2 共同利用の実績（別紙様式1）

3 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送用自動車により搬入した救急患者の数	357人 ( 179人 )
上記以外の救急患者の数	1,372人 ( 72人 )
合 計	1,729人 ( 251人 )

（注）それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

救急用又は患者輸送用自動車	救急用 0 台
	患者輸送用 1 台

- 4 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績（別紙様式2）
- 5 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法（別紙様式3）
- 6 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧の実績（別紙様式4）
- 7 委員会の開催の実績（別紙様式5）
- 8 患者相談の実績（別紙様式6）

病院名	独立行政法人国立病院機構東佐賀病院
住 所	佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀7324
電話番号	0942-94-2048
事務担当部署	事務部 企画課
事務担当者	近藤 拓哉

(別紙様式1)

地域医療従事者による診療、研究又は研修のための利用（共同利用）の実績

1 共同利用の実績（実績期間：令和 2年 4月 1日～令和 3年 3月31日）

(通知第二-3-(2)-イ)

共同利用を行った医療機関の延べ数 A		137		
上記の内、開設者と直接関係のない医療機関の延べ数 B		137		
共同利用率 $B/A \times 100$ (端数切捨て、小数第1位まで記入)		100%		
共同利用病床の状況	常時共同利用可能な病床数	対象病床数	利用病床数	利用率
	5床	1, 825床	0床	0%

前年度の実績について記入すること。

(要50%以上)

(注) 共同利用病床の状況については、前年度の延べ数により共同利用率を算出すること。

対象病床数=常時共同利用可能な病床数×365日（閏年は366日）

利用病床数=前年度に共同利用した延べ病床数

利用率=利用病床数÷対象病床数×100（端数切捨て、小数第1位まで記入）

2 共同利用の対象となる建物等の範囲

(医療法施行規則第9条の16第1号ロ)

建 物	建物全部及び地域医療研修センター（延面積 30, 804 m <sup>2</sup> ）
設 備	C T装置 超音波装置 内視鏡装置
器械又は器具	上記に付随する器械及び器具一式

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち共同利用を行ったものを明記すること。

3 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住 所	主たる診療科	地域医療支援病院開設者との経営上の関係
別紙参照				

(注) 当該医療機関と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみを記入すること。

## (別紙様式2)

## 地域医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績

## 1 研修の開催状況（通知第二-3-(4)-ア）

地域の医師等を集めた症例検討会	検討会名： 実施期間： 参加人数：
医学・医療に関する講習会	<p>① 講習会名：感染予防対策セミナー 実施期間：令和2年10月29日 参加人数：41人</p> <p>② 講習会名：第6回 学術セミナー 実施期間：令和2年11月17日 参加人数：54人</p>
<p>※令和2年4～9月及び12～3月開催分については、 新型コロナウイルス感染症対策により中止となった。</p>	

(注) 前年度の実績について記入すること。

## 2 研修プログラム（通知第二-3-(4)-イ）の有無

(有) 無

※ 有の場合は、研修目標、研修計画、研修指導体制その他必要な事項を定めた研修プログラムを添付すること。

## 3 研修責任者（通知第二-3-(4)-ウ）

職名	副院長	氏名	山本 修一
----	-----	----	-------

## 4 研修指導者

研修指導者氏名	職種	診療科	役職等	臨床経験年数	特記事項
山本 修一	医師	小児科	副院長	32年	地域医療研修センター長

(注) 研修責任者については特記事項欄にその旨を記載すること。

## 5 研修委員会（通知第二-3-(4)-ウ）の有無

(有) 無

※ 有の場合は、研修委員会の設置要綱等を添付すること。

6 研修の実施ための施設及び設備（通知第二-3-(4)-エ）

研修のための施設

地域医療研修センター（150名程度収容可能）

研修のための設備

A V 設備・パソコン・放送設備

(別紙様式3)

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法

管理責任者氏名	副院長 山本 修一		
管理担当者氏名	企画課長 山邊 治 薬剤部長 鶴崎 泰史	管理課長 荒木 伸也 副看護部長 山本 由美子	

	保管場所	分類方法
診療に関する諸記録  病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約	中央病歴管理室	退院日順による暦年更新
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績	企画課 (経営企画室)
	救急医療の提供の実績	企画課 (経営企画室)
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績	企画課 (経営企画室)
	閲覧実績	管理課
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿	企画課 (経営企画室)

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

(別紙様式4)

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧の実績

閲覧責任者氏名	病院長 北島 吉彦
閲覧担当者氏名	管理課 庶務班長 鶴崎 裕介 企画課 専門職 松尾 麻里
閲覧の求めに応じる場所	管理課 企画課

前年度の総閲覧件数		6 件
閲覧者別	医師	件
	歯科医師	件
	地方公共団体	件
	その他	6 件

(注) 閲覧件数については、前年度の総延べ数を記入すること。

委員会の開催の実績

委員会の開催回数	2回
委員会における議論の概要	
独立行政法人国立病院機構 東佐賀病院 地域医療支援病院運営委員会	
日時：①令和2年 8月25日（火） ②令和2年11月24日（火）	
場所：当院2F会議室	
出席者：①15名（うち委員10名） ②14名（うち委員9名）	
議題	
(ア) 令和2年 8月25日（火）	
1) 実績報告について	
① 紹介率、逆紹介率について ④研修活動について	
② 共同利用について ⑤その他	
③ 救急患者数について	
2) その他	
① 新型コロナウイルス感染症に対する対応について	
(イ) 令和2年11月24日（火）	
1) 実績報告について	
①紹介率、逆紹介率について ④研修活動について	
② 共同利用について ⑤その他	
③ 救急患者数について	
2) その他	

## 患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・相談室・その他 ( 病棟 )
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	医事専門職 松尾 麻里 医療社会事業専門員 高口 輝一 医療社会事業専門員 久本 和生 医療社会事業専門員 松永 みさき 医療連携看護師 内川 恵美
患者相談件数	16, 404 件
患者相談の概要	
(相談内容) ※相談実件数  (同一相談者からの複数の調整案件や別日での対応案件へのカウントあり)	
1. 心理・社会的問題	1, 290 件
2. 退院援助	6, 795 件
3. 受診・受療援助	8, 267 件
4. 経済的問題	52 件
5. 社会復帰	0 件
6. その他	0 件
合計	16, 404 件

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類し記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば併せて記載すること。

令和2年4月1日

## 登録医師・歯科医師の名簿

No	氏名	主たる診療科	所属医療機関		
			医療機関名	開設者氏名	住所
1	秋吉 恵介	内科・小児科・胃腸科	秋吉医院	秋吉 恵介	佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀518-4
2	石田 史郎	循環器科・内科	医療法人石田医院	石田 史郎	佐賀県鳥栖市古賀町366-1
3	古賀 仁了	内科	医療法人健裕会 古賀内科医院	古賀 仁了	佐賀県鳥栖市宿町110番地2
4	猪口 寛	内科・外科・整形外科	いのくち医院	猪口 寛	佐賀県三養基郡みやき町大字笄原2946-1
5	志田 誠一郎	消化器科・内科	医療法人ひらまつ病院ひらまつふれあいクリニック	今村 甲彦	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2925-1
6	斎藤 隆	整形外科・リハビリテーション科	斎藤整形外科医院	斎藤 隆	佐賀県三養基郡みやき町大字寄人1507
7	斎藤 文彦	内科・小児科	医療法人斎藤内科医院	斎藤 文彦	佐賀県鳥栖市東町1丁目1058
8	岩岡 勝義	整形外科	岩岡整形外科	岩岡 勝義	佐賀県鳥栖市蔵上2丁目112番地
9	花田 啓一郎	外科・消化器科	橋本病院	花田 敬和	佐賀県神埼郡神埼町本吉羊田3005
10	上野 孝毅	内科	上野クリニック	上野 孝毅	佐賀県三養基郡みやき町大字笄原1676
11	植木 一虎	循環器科・内科	うえきクリニック	植木 一虎	佐賀県三養基郡上峰町大字坊所1570-55
12	上村 慶一郎	泌尿器科	医療法人悠生会上村泌尿器科医院	上村 計夫	佐賀県鳥栖市古賀町343
13	梅野 秀治	内科	梅野医院	梅野 秀治	佐賀県三養基郡みやき町大字寄人409-5
14	大坪 雅範		おおっぽ内科医院	大坪 雅範	佐賀県神埼市神埼町本堀2504番地
15	栗並 昇	内科	栗並医院	栗並 茂	佐賀県神埼郡神埼町大学技ヶ里76-1
16	黒岩 泰直	耳鼻咽喉科	医療法人黒岩医院	黒岩 泰直	佐賀県鳥栖市鎌田町327番地4
17	権藤 重雄	内科・小児科・リハビリテーション科・心療内科・リウマチ科	医療法人光寿權藤医院	権藤 重雄	佐賀県鳥栖市田代上町285
18	最所 正純	内科・胃腸科・呼吸器科	最所医院	最所 正純	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田826-3
19	小村 順一	小児科・小児外科	じゅんせんせいのこども総合クリニック	小村 順一	佐賀県鳥栖市下野町3097-2
20	小森 啓範	内科	小森医院	小森 啓範	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田1254-2
21	白石 昇三	循環器内科	しらいし内科	白石 昇三	佐賀県神埼郡神埼町大字城原1256-1
22	障内 卓雄	形成外科	特定医療法人整肢会副島整形外科クリニック	副島 義久	佐賀県武雄市武雄町大学富岡7724-1
23	坂田 荘津子	内科	鶴刑務所 医務課	法務省	佐賀県鳥栖市山浦2635
24	瀬戸島 謙三	内科・外科・リハビリテーション科	せとじまクリニック	瀬戸島 謙三	佐賀県鳥栖市真木町赤井出1974-4
25	田尻 乙久	胃腸科	田尻外科胃腸科医院	田尻 豊實	佐賀県鳥栖市幸津町1761-2
26	大島 正親	精神科・呼吸器科	医療法人勇健会大島病院	大島 正親	佐賀県三養基郡みやき町大字白壁4287
27	武田 典夫	内科・胃腸科	医療法人社団武田内科医院	武田 典夫	佐賀県鳥栖市村田町715
28	竹内 純幸	小児科	たけうち小児科	竹内 純幸	佐賀県神埼郡神埼町本堀3210-1
29	田尻 豊實	胃腸科	田尻外科胃腸科医院	田尻 豊實	佐賀県鳥栖市幸津町1761-1
30	田中 一雄	内科	和田記念病院	大石 正仁	佐賀県神埼郡神埼町大字尾崎3780
31	徳田 保教		神埼市国民健康保険脊振診療所	所長	佐賀県神埼市脊振町広瀬462番地
32	中下 真二	内科・胃腸科・放射線科	中下医院	中下 真二	佐賀県神埼郡千代田町大字餘江128
33	中嶋 修	脳神経外科・内科	医療法人なかしまクリニック	中嶋 修	佐賀県鳥栖市蔵上町665-1
34	中山 信一	内科・胃腸科・呼吸器科・放射線科	神埼クリニック	中山 信一	佐賀県神埼郡神埼町大字田道ヶ里2396
35	野下 貞寿	内科	野下医院	野下 貞寿	佐賀県鳥栖市曾根崎町1553-1番地
36	那須 謙司	外科・内科	三樹病院	橋本 謙	佐賀県三養基郡上峰町大字坊所276-1
37	原田 良策	内科・胃腸科	医療法人はらだ会はらだ内科胃腸科	原田 良策	佐賀県鳥栖市鎌田町281番地3
38	日吉 保彦	小児科	ひよし小児科	日吉 保彦	佐賀県鳥栖市宿町1268
39	平井 賢治	内科	平井内科	平井 賢治	佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2733-1
40	福嶋 和文	内科	福嶋内科医院	福嶋 和文	佐賀県神埼郡千代田町大字境原2946-3
41	福田 秀次	精神科・心療内科	特定医療法人社団光風会 光と風の心療クリニック	福田 秀次	佐賀県鳥栖市京町718番地1 鳥栖ビル3F
42	前山 豊明	内科	医療法人 前山内科	前山 豊明	佐賀県鳥栖市宿町1465-1
43	真子 弘子	耳鼻咽喉科	まなこ耳鼻咽喉科クリニック	真子 弘子	佐賀県三養基郡みやき町大字白壁1054-1
44	松尾 純夫	内科・胃腸科	医療法人 まつお胃腸クリニック	松尾 純夫	佐賀県三養基郡みやき町大字東尾2280番地2
45	松岡 正二	内科・精神科	医療法人正友会松岡病院	松岡 正二	佐賀県鳥栖市西新町1422
46	松本 博	内科・小児科	松本医院	松本 博	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大字三津751-9
47	光増 高夫	耳鼻咽喉科	みつます耳鼻咽喉科	光増 高夫	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大字吉田2906-1
48	宮原 裕子	皮膚科・内科・アレルギー科	宮原医院	宮原 裕子	佐賀県三養基郡みやき町東尾1155
49	村上 泰由	小児科	むらかみ小児科	村上 泰由	佐賀県鳥栖市古野町190-10
50	森山 和幸	整形外科	森山整形外科医院	森山 和幸	福岡県久留米市長門石2-9-63
51	山下 恵輔	小児科	医療法人やましたクリニック	山下 恵輔	佐賀県鳥栖市蔵上4丁目325番地
52	山田 孝之	産婦人科	医療法人希望会デイーストリック山田産婦人科	山田 孝之	佐賀県鳥栖市蔵上2丁目186番地
53	山田 秀二	小児科・アレルギー科	やまだ小児科クリニック	山田 秀二	佐賀県三養基郡上峰町大字坊所444-7
54	山津 善保	内科・リハビリテーション科・放射線科	医療法人社団三善会山津医院	山津 善保	佐賀県鳥栖市壹方町270
55	和田 達郎	内科・胃腸科	医療法人久和会和田医院	和田 達郎	佐賀県神埼郡神埼町大字神埼293
56	和田 芳文	内科・循環器科	和田内科循環器科	和田 芳文	佐賀県鳥栖市原古賀町1334-8
57	杠 岳文	精神科・神経内科・小児科・児童精神科・老年科	国立病院機構杷前精神医療センター	杠 岳文	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津160
58	今村 洋一	糖尿病内科	あおぞらクリニック	今村 洋一	佐賀県三養基郡みやき町原古賀1068-4

# 国立病院機構東佐賀病院 地域医療研修カリキュラム

## I. 研修の目的

本カリキュラムは、国立病院機構東佐賀病院地域医療研修センター運営要綱に基づき、地域医師会及び地域医療機関、保健所並びに関係諸機関と密接な連携を保ち、当院が持つ人的・物的資源を包括し、地域の医師、歯科医師、看護師及びコメディカル等全ての医療従事者の資質の向上を図ることを目的とする。

## II. 研修目標

1. 地域医療機関の医療水準の向上のため、地域医療研修センター等を積極的に開放して研修を行う。
2. 地域医療機関との診療連携の推進及び医療技術等の向上を図るため、地域医療研修センターにおいて研修会、講演会等を企画し、多くの医療関係者に参加を促す。
3. 地域住民への保健衛生等の啓蒙を促進するため、医療従事者だけでなく、地域の一般住民の方々を含めた研修会、講演会等を企画し、地域医療へ貢献する。

## III. 研修計画（プログラム）

1. 医師、歯科医師の生涯研修
  - ①専門医学講座
  - ②症例検討会
  - ③医師の生涯教育講座
  - ④地域医療勉強会
  - ⑤初期診療実践セミナー
  - ⑥心肺蘇生術講座
  - ⑦臨床病理検討会
  - ⑧特別講演
  - ⑨その他
2. 看護部門研修
  - ①地域医療勉強会
  - ②看護研究発表会
  - ③看護卒後研修
  - ④救急蘇生術講座
  - ⑤特別講演
  - ⑥その他
3. コメディカル及びその他医療従事者
  - ①地域医療勉強会
  - ②生涯教育講演
  - ③特別講演
  - ④その他
4. 地域住民への研修会・講演会等
  - ①各種疾病の研修会
  - ②各種疾病的講演会
  - ③保健衛生に関する啓蒙活動
  - ④出張研修会・講演会
  - ⑤その他

## IV. 研修内容

### 1. 地域医療の医学研修会

医学の専門知識習得のため、教育及び地域における身近な医療問題に関する研修会を大学にも協力を依頼し、地域の保健所等も含めて積極的に開催する。

### 2. オープンシステムによる症例、臨床、病理等検討会

オープンシステムによる地域医師会との症例、臨床等に関する検討会を開催し、診断及び治療方法を各専門領域毎に或いは各診療科合同により総合的に検討し、診断技術の向上を図るとともに、更に臨床臨床検査技師等を含めた病理検討会を開催する。

### 3. 臨床実技研修会

診療部門のセミオープン化により地域医師等との共同による医療現場における救急医療などの臨床実技研修を各診療科毎或いは各診療科合同で実施する。

#### 4. 医学講演会、教育講座

各分野の専門家による医学、医療技術に関する講演会・教育・教養講座等を地域医療従事者を対象に実施する。

#### 5. その他

その他、必要に応じて各医療従事者を対象とした研修会、講習会を実施して地域全体の資質の向上を図る。

また、地域住民に対しても各種研修会、講演会、出張講座等を計画し実施する。

### V. 研修責任者及び指導者

責任者 副院長

指導者 各診療科医長、看護部教育研修委員長、コメディカル各所属長

### VI. 実施時期

このカリキュラムは、研修センター運営委員会、研修センター管理運営委員会、教育・研修運営委員会で検討・決定された時期に基づき実施する。

### 附則

このカリキュラムは、平成21年5月1日から施行する。

# 国立病院機構東佐賀病院 地域医療研修センター運営委員会規程

## (設置)

第1条 本会は、地域医療研修センター運営委員会（以下「委員会」という）と称し、国立病院機構東佐賀病院におく。

## (目的)

第2条 委員会は、地域医療研修センター実施要綱に基づき、業務に関する重要事項等について検討する。

また、国立病院機構東佐賀病院教育・研修運営委員会にて協議された事項（地域医療研修センターにおける研修計画等）についても審議するものとする。

## (構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成し、委員は病院長が委嘱する。

- |                 |    |
|-----------------|----|
| 一 医師会を代表する委員    | 4人 |
| 二 公益を代表する委員     | 1人 |
| 三 学識経験者を代表する委員  | 1人 |
| 四 国立病院機構東佐賀病院委員 | 3人 |

第4条 委員の任期は2年とする。

2. 委員に欠員を生じたとき、新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残した期間とする。

第5条 委員会に委員長、副委員長それぞれ1人をおく。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第6条 委員会は病院長の要請に応じて委員長が招集する。

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員会に諮り委員長が定める。

第8条 委員会に事務局を置き、事務局は国立病院機構東佐賀病院管理課長、庶務班長、庶務係長とする。

第9条 委員会の庶務は、国立病院機構東佐賀病院庶務係において行う。

## 附 則

この規程は、平成21年5月1日から施行する。

# 国立病院機構東佐賀病院 地域医療研修センター運営要綱

## 1. 目的

地域医療研修センター（以下「研修センター」という）は、プライマリーケア対策の充実等の観点から、地域医師その他医療技術者の生涯教育研修の場として運用することにより、地域全体の医療水準の向上に貢献することを目的とし、その機能を果たすことを目指すものである。

## 2. 運営方針

研修センターは国立病院機構東佐賀病院に既に付与された診療機能と教育研修機能等を駆使し、地域全体の医療水準を向上させるため、次の業務を運営する。

### （1）地域医師等の生涯教育

- ア 地域医療の医学研修会
- イ オープンシステムによる症例、臨床等検討会
- ウ 臨床実技研修会
- エ 自己研修会
- オ 医学講演会及び教育講座
- カ その他

### （2）新医療技術の普及

- ア 最新医療の地域医療機関への啓蒙普及
- イ その他

### （3）地域住民に対する健康・保健衛生知識の啓蒙普及

## 3. 実施体制

### （1）研修センターは、運営方針に基づいた機能を整備し、次の体制を確立する。

#### ア 教育・研修

研修センターは、近隣の国立病院機構、地域医療機関、地域医師会及び大学等と密接な連携を保ち、当院が持つ人的及び物的資源を包括し、地域医師、看護師及び医療従事者等の医療技術者の資質の向上を図るため次の業務を行う。

#### （ア）地域医療の医学研修会

近代医療の専門知識習得のための教育及び地域における身近な医療の問題等に関する研修会を積極的に開催する。

#### （イ）オープンシステムによる症例、臨床等検討会

オープンシステムによる地域医師との症例、臨床に関する検討会を開催し、診断及び治療方法を各専門領域ごとに、或いは各科合同により総合的に検討し、診断技術の向上を図る。

#### （ウ）臨床実技研修会

診療部門のセミオープン化により、地域医師等との共同による医療現場にお

ける救急医療などの臨床実技研修を各科ごと、或いは各科合同で行う。

(エ) 自己研修会

医療に関するあらゆる情報等をもとに、オープン化して自己研修の場とする。

(オ) 医学講演会及び教育講座

専門家等による医学、医療技術に関する講演会、教育・教養講座を地域医療従事者を対象に行う。

(カ) その他

その他、必要に応じ各医療従事者を対象とした研修会及び講習会を実施して、資質の向上を図る。

イ 新医療技術の普及

最新の医療技術等を地域医療機関従事者に対して講演会等の活動を行う。

ウ 地域住民に対する健康、保健衛生知識の啓蒙普及

保健所及び市町村などの関係機関と連携をとって保健予防指導及び各種講習会を行うほか、必要に応じて広報活動を行う。

(2) 研修センター運営委員会の設置

研修センターの運営を円滑に行うため、医師会、公益等及び国立病院機構東佐賀病院の代表者から構成する運営委員会をおく。

運営委員の構成及び運営に関することは、別に定める。

(3) 研修センターの組織

研修センターは、国立病院機構東佐賀病院の機能の一部として運用するものであり、円滑な管理運営を図るため、事務局をおく。

ア 主幹

研修センターに主幹をおく。主幹は病院長の命を受けて研修センターの実地運営を総括する。

イ 主任

主幹の指揮監督を受け、管理部門、研修部門、診療共同利用部門及び地域医療連携室の業務の処理にあたるものとする。

#### 4. 実績報告

研修センターとしての事業実績報告(講演会等の開催状況及び診療提携状況等)を毎年度作成する。

#### 5. 雜則

研修センターの運営に関し、この要綱に定めのない事項については、運営委員会において定める。

## 附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。